#### ○産業技術総合センター条例施行規則

平成十一年三月三十一日 宫城県規則第六十九号 改正 平成一二年五月一六日規則第一五八号 平成一三年五月一五日規則第八八号 平成一四年三月二七日規則第三五号 平成一五年三月三一日規則第四九号 平成一六年三月三一日規則第七九号 平成一七年三月三一日規則第一○七号 平成一八年三月二三日規則第二四号 平成一九年三月三〇日規則第七二号 平成二○年三月一一日規則第一九号 平成二一年三月二四日規則第二七号 平成二二年一月二九日規則第一号 平成二二年三月一九日規則第一六号 平成二三年三月二二日規則第二二号 平成二三年一二月二八日規則第九六号 平成二四年三月二一日規則第七号 平成二四年六月二六日規則第五三号 平成二五年三月二二日規則第一二号 平成二六年三月三一日規則第四〇号 平成二七年三月六日規則第七号 平成二八年三月三一日規則第七五号 平成二九年三月一〇日規則第八号 平成三〇年三月二日規則第八号 平成三一年三月一日規則第九号 令和元年八月二三日規則第六五号 令和二年二月一二日規則第四号 令和三年三月五日規則第一四号

産業技術総合センター条例施行規則をここに公布する。 産業技術総合センター条例施行規則 (趣旨)

第一条 この規則は、産業技術総合センター条例(平成十一年宮城県条例第二十三号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休業日及び使用時間)

- 第二条 産業技術総合センター(以下「センター」という。)の休業日は、宮城県の休日を 定める条例(平成元年宮城県条例第十号)第一条第一項に規定する県の休日とする。
- 2 センターの使用時間は、午前九時から午後五時までとする。
- 3 前二項の規定にかかわらず、センターの長(以下「所長」という。)が別に定めるセンターの施設及び試験研究のための機器については、休業日又は使用時間外に使用することができる。

(使用許可等)

- 第三条 条例第四条第一項の規定によりセンターの施設及び試験研究のための機器(以下 「施設等」という。)を使用しようとする者は、施設等使用申請書(様式第一号)を所長 に提出しなければならない。
- 2 所長は、前項の規定に基づく申請を適当と認めたときは、施設等使用許可書(様式第二号)により施設等の使用を許可するものとする。
- 3 前項の規定により許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該許可に係る施設等の使用中、同項の施設等使用許可書を携帯し、所長の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(使用料の額)

第四条 条例第六条に規定する規則で定める使用料の額は、別表第一のとおりとする。 (試験等の依頼手続等)

- 第五条 条例第七条の規定による依頼は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号 に定める依頼書を提出して行わなければならない。
  - 一 工業用材料等の試験、分析若しくは測定(以下「試験等」という。)又は成績書の謄本の交付の依頼 試験等(成績書謄本交付)依頼書(様式第三号)
  - 二 研究員による技術的支援の依頼 研究員技術的支援依頼書(様式第四号)
  - 三 研修員の受入れの依頼 研修員受入依頼書(様式第五号)
- 2 試験等の依頼は、当該依頼に係る工業用材料等を添えて行わなければならない。
- 3 所長は、試験等の依頼による試験等を行ったときは、当該依頼をした者(以下「依頼者」 という。)に成績書を交付するものとする。

(平一四規則三五・平一九規則七二・一部改正)

(手数料の額)

- 第六条 条例第七条に規定する規則で定める手数料の額は、別表第二のとおりとする。 (使用料等の納入方法の特例)
- 第七条 条例第八条ただし書の規定により、所長が特に必要と認めるときは、知事の発行する納入通知書により使用料又は手数料を納入させることができる。
- 2 条例第八条ただし書の規定により、所長が特に必要と認めるときは、後納申請書(様式 第六号)による申請に基づき、使用料又は手数料の後納を認めることができる。ただし、 あらかじめ使用料の額を算定することができないために当該使用料の後納を申請すると きは、施設等使用申請書(様式第一号)にその旨を記載することをもって後納申請書(様 式第六号)の提出に代えることができる。

(平一二規則一五八・平一九規則七二・一部改正)

(使用料等の減免)

- 第八条 条例第十条の規定により使用料又は手数料を減免する場合は、次のとおりとする。
  - 一 国又は地方公共団体が公益のために使用し、又は依頼する場合で、所長が必要と認めるとき。
  - 二 公益を目的とする団体が県内産業の振興を図るために使用し、又は依頼する場合で、 所長が必要と認めるとき。
  - 三 その他所長が特別の理由があると認めるとき。
- 2 条例第十条の規定により、使用料又は手数料の減免を受けようとする者は、あらかじめ 減免申請書(様式第七号)を所長に提出しなければならない。

(原状回復後の報告等)

第九条 使用者は、条例第十一条の規定により使用した施設等を原状に回復したときは、所 長にその旨を報告し、その確認を受けなければならない。

(使用者又は依頼者の負担)

- 第十条 施設等の使用に又は試験等の実施に当たり、特別に必要となる消耗品及び一時的に 設置する使用者又は依頼者の機器等に係る光熱水費は、当該使用者又は依頼者の負担とす る。
- 2 第五条第一項第二号に規定する研究員による技術的支援の実施に伴う県外の旅行に係 る旅費は、依頼者の負担とする。
- 3 第一項に規定する消耗品及び光熱水費の額は、別に所長が定める。

4 第二項に規定する県外の旅行に係る旅費の額は、原則として職員等の旅費に関する条例 (昭和三十二年宮城県条例第三十号)の規定によるものとする。

(平一九規則七二・追加、平二一規則二七・平三一規則九・一部改正)

(委任)

第十一条 この規則に定めるもののほか、センターの管理その他この規則の施行に関し必要な事項は、所長が定める。

(平一九規則七二・旧第十条繰下)

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十一年四月一日から施行する。 (宮城県工業技術センター試験等手数料条例施行規則の廃止)
- 2 宮城県工業技術センター試験等手数料条例施行規則(昭和四十三年宮城県規則第九十一 号) は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の日前に委託等がされた前項の規定による廃止前の宮城県工業技術センター試験等手数料条例施行規則の規定による試験等に係る手数料については、なお従前の例による。

#### 別表第一(第四条関係)

(平一二規則一五八・平一三規則八八・平一四規則三五・平一五規則四九・平一六規則七九・平一七規則一〇七・平一八規則二四・平一九規則七二・平二〇規則一九・平二一規則二七・平二二規則一・平二二規則一六・平二三規則二二・平二四規則七・平二四規則五三・平二五規則一二・平二六規則四〇・平二七規則七・平二八規則七五・平二九規則八・平三〇規則八・平三一規則九・令元規則六五・令二規則四・令三規則一四・一部改正)

#### 一 施設使用料

種別	金額
大会議室	一時間につき 二、九〇〇円
中研修室	一時間につき 一、三〇〇円
小研修室	一時間につき 六〇〇円
産学交流室	一時間につき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
小会議室	一時間につき 五五〇円

電波暗室	一時間につき	三、八〇〇円
実用化研究室	一時間につき	二五〇円
クリーンルーム	一時間につき	二、〇〇〇円
シールドルーム	一時間につき	三〇〇円
講師控室	一時間につき	三〇〇円

## 二 機器使用料

— 饭的火	種別	金額	
精密測定関連	工具顕微鏡	一時間につき	
機器			五〇〇円
	三次元座標測定機	一時間につき	
		五、	七00円
	 真円度測定機	一時間につき	
		-,	000円
	超精密表面粗さ測定機	一時間につき	
		<u> </u>	000円
	非接触三次元表面粗さ測定機	一時間につき	
		<u> </u>	四〇〇円
	表面粗さ・形状測定機	一時間につき	
		<u> </u>	八〇〇円
	非接触三次元測定機	一時間につき	
		一、	六〇〇円
	非接触三次元平面度測定機	一時間につき	
			五五〇円
	超精密非接触三次元形状評価装置	一時間につき	
			五〇〇円
	ワンショット測定顕微鏡	一時間につき	
			五五〇円
材料加工関連	加工特性評価システム	一時間につき	
機器		三、	五〇〇円
	カットオフマシン	一時間につき	

	五五〇円
機械的特性評価試験機	一時間につき
	五、二〇〇円
高温焼成実験炉	一時間につき
	一、一〇〇円
高速精密カッティング	一時間につき
	七五〇円
	一時間につき
	一、四〇〇円
スライシングマシン	一時間につき
	七五〇円
ツインロックウェル硬さ試験機	一時間につき
	五五〇円
電気炉	一時間につき
	六〇〇円
熱間等方圧プレス	一時間につき
	一、五〇〇円
	一時間につき
	五〇〇円
	一時間につき
	六五〇円
複合材料作製用オートクレーブ	一時間につき
	六〇〇円
	一時間につき
	五〇〇円
 放電プラズマ焼結機	一時間につき
35.H V	七、六〇〇円
	一時間につき
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	二、二〇〇円
マイクロスコープ	一時間につき
	Little > C

	五五〇円
マイクロスライサー	一時間につき
	一、二〇〇円
超精密CNC成形平面研削盤	一時間につき
	三、一〇〇円
高速NCフライス盤	一時間につき
	二、〇〇〇円
大型ホットプレス	一時間につき
	二、三〇〇円
加圧型ニーダー	一時間につき
	七五〇円
スーパーミキサー	一時間につき
	五五〇円
大型連続式放電プラズマ焼結機	一時間につき
	一五、六〇〇円
ビッカース硬度計	一時間につき
	六〇〇円
マイクロビッカース硬度計	一時間につき
	七00円
レーザー回折散乱式粒度分布測定装置	一時間につき
	一、二〇〇円
気流式粉砕機	一時間につき
	一、七〇〇円
五軸マシニングセンタ	一時間につき
	三、八〇〇円
電子顕微鏡試料作製用スライサー	一時間につき
	三五〇円
メルトインデックサ	一時間につき
	五五〇円
超音波厚さ計	一時間につき

	九〇〇円
衝擊試験装置	一時間につき
	七00円
マイクロフォーカスX線CT装置	一時間につき
	三、一〇〇円
マイクロフォーカスX線透過装置	一時間につき
	一、八〇〇円
高分子材料コンパウンド装置	一時間につき
	三、五〇〇円
クリープ試験機	一時間につき
	六〇〇円
樹脂流動解析ソフトウェア	一時間につき
	一、〇〇〇円
工具評価用電子顕微鏡	一時間につき
	一、一〇〇円
高速引張圧縮試験機	一時間につき
	一、一〇〇円
光沢計	一時間につき
	四〇〇円
分光色彩計	一時間につき
	四〇〇円
分光変角色差計	一時間につき
	四〇〇円
3D超音波検査装置	一時間につき
	一、八〇〇円
平面研削盤	一時間につき
	二、〇〇〇円
超音波援用加工装置	一時間につき
	一、二〇〇円
ハイスピードカメラ	一時間につき

		_	三〇〇円
	マイクロスコープ(DMS1000)	一時間につき	
			五〇〇円
	自動研磨機	一時間につき	
			五〇〇円
	精密自動切断機	一時間につき	
			五〇〇円
	振動研磨機	一時間につき	
		-1.00	五〇〇円
	ダイヤモンドワイヤーソー	一時間につき	
	送風定温恒温器		<u>000円</u>
	区/以及1000000000000000000000000000000000000	村间にうる	五〇〇円
電子・情報関	├────────────────────────────────────	一時間につき	TC (1)
連機器			三〇〇円
	デジタルオシロスコープ	一時間につき	
			五五〇円
	電圧ディップ瞬時電圧変動試験装置	一時間につき	
			七五〇円
	電源高調波・フリッカ測定装置	一時間につき	
		-1.00	五〇〇円
	電源周波数磁界イミュニティ試験装置	一時間につき	T00III
	ネットワークインピーダンスアナライザ	一時間につき	五〇〇円
		1 1月10 70	五〇〇円
	LCRメータ	一時間につき	
			五〇〇円
	インピーダンスアナライザ	一時間につき	
			五〇〇円
	多チャンネル電流測定器	一時間につき	

	二五〇円
電力増幅器	一時間につき
	五五〇円
薄膜透磁率測定システム	一時間につき
	五五〇円
マイクロ波プローバ	一時間につき
	五〇〇円
磁気シールドケース	一時間につき
	五〇〇円
FEM磁場シミュレータ	一時間につき
	五五〇円
モーダル解析ソフトウェア	一時間につき
	五五〇円
振動データ収集システム	一時間につき
	五〇〇円
非接触レーザ振動計	一時間につき
加振システム	五○○円一時間につき
	五〇〇円
電波暗室測定システム	一時間につき
	四、六〇〇円
伝導EMC試験システム	一時間につき
	二、〇〇〇円
高周波スペクトル測定装置	一時間につき
	五五〇円
FTB試験装置	一時間につき
	七五〇円
デジタルマルチメータ	一時間につき
	五〇〇円
耐電圧試験機	一時間につき

		五〇〇円
通信アルゴリズムシミュレータ	一時間につき	
		七五〇円
フラックスゲート磁力計	一時間につき	
		五五〇円
ガウスメータ	一時間につき	
		五五〇円
電圧発生器	一時間につき	
		五〇〇円
ベクトルネットワークアナライザ	一時間につき	
		. OOO円
任意波形発生器	一時間につき	
	H	五五〇円
超低温恒温恒湿槽	一時間につき	T00H
酸化・拡散炉	 一時間につき	五〇〇円
日文1L * 3/4日X//**		五〇〇円
スパッタ装置	一時間につき	TTO 011
) / ACE		二〇〇円
顕微鏡式薄膜測定装置	一時間につき	
		六〇〇円
触針式段差計	一時間につき	
		六五〇円
TDR装置	一時間につき	
		七00円
測定機能付精密電流・電圧源 (ソースメータ)	一時間につき	
		六〇〇円
紫外線照度計	一時間につき	
		六〇〇円
高周波電磁界解析シミュレータ	一時間につき	

	七五〇円
ロックインアンプ	一時間につき
	六〇〇円
高速電力増幅器	一時間につき
	六〇〇円
熱衝撃試験機	一時間につき
	五〇〇円
DOI-24EA-M	
BCI試験機	一時間につき
	一、五〇〇円
静電気放電イミュニティ試験装置Ⅱ 	一時間につき
	三〇〇円
車載用伝導エミッション測定装置	一時間につき
	一、四〇〇円
車載用放射エミッション測定装置	一時間につき
. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	三〇〇円
北拉軸両境火農士ニ物ニニジカノボ	
非接触画像光学式三次元デジタイザ	一時間につき
	二、三〇〇円
両面マスクアライナー	一時間につき
	七〇〇円
スピンコーター	一時間につき
	三〇〇円
高性能信号発生器	一時間につき
	五〇〇円
リアルタイムスペクトラムアナライザ	一時間につき
	五〇〇円
熱ナノインプリント装置 	一時間につき
	一、五〇〇円
静電気測定機	一時間につき
	三五〇円
顕微鏡機能付き赤外線サーモグラフィ	一時間につき

	五五〇円
全光束測定システム	一時間につき
	七00円
通信プロトコル解析機能付きデジタルオシロスコ	一時間につき
ープ	五五〇円
振動試験装置	一時間につき
	二、二〇〇円
複合環境試験用恒温恒湿槽	一時間につき
	一、〇〇〇円
車載電装品用試験電源	一時間につき
	七五〇円
二次元色彩輝度計	一時間につき
	一、四〇〇円
過渡サージ試験装置	一時間につき
	一、六〇〇円
雷サージ試験装置	一時間につき
	七〇〇円
ベクトルネットワークアナライザ (Ⅱ)	一時間につき
	八〇〇円
プリント基板加工装置	一時間につき
	六〇〇円
ポータブル3Dデジタイザ	一時間につき
	一、三〇〇円
医用積層画像処理ソフトウェア	一時間につき
形 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	七〇〇円
磁場中熱処理装置	一時間につき
力 於田町(w) 於	一、三〇〇円
カー効果顕微鏡	一時間につき
	一、一〇〇円
振動試料型磁力計	一時間につき

		二、八〇〇円
	電源ノイズアナライザ	一時間につき
		一、四〇〇円
	リアルタイムスペクトラムアナライザ(RSA)	一時間につき
		一、六〇〇円
	外観検査用AIシステム	一時間につき
		一、二〇〇円
	ハイパースペクトルカメラ	一時間につき
		二、四〇〇円
	CAEシステムワークステーション	一時間につき
関連機器		二、三〇〇円
	真空注型機	一時間につき
	W. (4.10.) (7.5.) (III) (1.10.)	五五〇円
	光造形システム(III)ipro	<ul><li>─時間につき</li><li>四、○○○円</li></ul>
	ウエットブラスト装置	回、 一時間につき
		一、一〇〇円
	光造形システム (IV) Projet	一時間につき
	·	二、六〇〇円
	熱溶解積層造形システム	一時間につき
		一、二〇〇円
	小型彫刻機	一時間につき
		四〇〇円
	レーザーカッターシステム	一時間につき
		二、六〇〇円
	三次元CADシステム	一時間につき
		六五〇円
	CAD連携CAEシステム	一時間につき
		七〇〇円
	UVプリンター	一時間につき

			八〇〇円
	グラフィック処理システム	一時間につき	
			五〇〇円
	エンジニアリングプラスチック造形システム	一時間につき	
	~ a	<u> </u>	六〇〇円
	温度勾配恒温器	一時間につき	
テクノロジー			五〇〇円
関連機器	乾燥機 	一時間につき	0 0 H
	<b>丰</b>	n+ HH) ~	二〇〇円
	真空ガス置換包装機 	一時間につき	TOOM
	生物顕微鏡システム	 一時間につき	五〇〇円
	生物娯阪鋭ンハノム	村间にうる	五五〇円
	<u> </u>	一時間につき	TTTT ( ) 1
		71.4.	五〇〇円
	超低温フリーザー	一時間につき	
			二00円
	融砕機(マスコロイダ)	一時間につき	
			五〇〇円
	ロータリーエバポレータ	一時間につき	
			四五〇円
	クリーンベンチ(MHE―130AJ)	一時間につき	
			五〇〇円
	恒温振とう器	一時間につき	
	)土 > 八 南井 400	11七日1)~ - ユ	五〇〇円
	遠心分離機	一時間につき	TTOM
	高速液体クロマトグラフ	一時間につき	五五〇円
	内体収砕ケロドドケノノ	- 一 ・	一〇〇円
		<u>、</u> 一時間につき	0011
	· · · I billion See Fra	41.4 0	

I	1	I
		五〇〇円
滅菌用オートクレーブ	一時間につき	
		五〇〇円
ケミルミネッセンスアナライザ	一時間につき	
		七五〇円
味評価装置	一時間につき	
NHT IMACE		四〇〇円
₹ N 款/T/# B		MOO11
香り評価装置	一時間につき	"
		八〇〇円
飽和蒸気調理機	一時間につき	
		六五〇円
官能評価装置付ガスクロマトグラフ質量分析装置	一時間につき	
		三〇〇円
蛍光マイクロプレートリーダー	一時間につき	
		一〇〇円
インキュベータ	一時間につき	
		二五〇円
サイレントカッター	一時間につき	
	HA1111/C 20	ŦOOM
100 pt 1000	n+ 日日) ~ _ ナ	五〇〇円
採肉機	一時間につき	
		五〇〇円
卓上型万能高速カッター・ミキサー	一時間につき	
		五〇〇円
食品脱水機	一時間につき	
		五〇〇円
魚体処理機	一時間につき	
		五〇〇円
腸詰機	一時間につき	
	4,1,4, = - C	五〇〇円
スチームコンベクションオーブン	一時間につき	Tr. () ()
<u> ハノ「ムコン・ハンションスー</u> ノン		

		八〇〇円
両面焼成調理機	一時間につき	70011
	7,1,7,	五〇〇円
卓上型小型包あん機	一時間につき	
		五〇〇円
小型レトルト殺菌装置	一時間につき	
		五〇〇円
減圧加熱調理機	一時間につき	
		四〇〇円
缶詰巻き締め機	一時間につき	
		四〇〇円
食品熱量測定装置(I)CA—HN	一時間につき	
		五五〇円
恒温恒湿槽	一時間につき	
		二五〇円
高速液体クロマトグラフ(Chromaster)	一時間につき	
		一〇〇円
ヘッドスペースガスクロマトグラフ(HS20/	一時間につき	
GC2030)		七00円
吸光マイクロプレートリーダー	一時間につき	
		四五〇円
マイクロプレートウォッシャー	一時間につき	
		二〇〇円
水分活性測定装置	一時間につき	
	rd. HH )	五〇〇円
食品熱量測定装置(Ⅱ)CA—HM	一時間につき	
바이크면 사사사 파크	m+ HB) ~ - 2	<u>000円</u>
紫外可視分光光度計 	一時間につき	T ( )
ア バ ノュノン 仏知(左手)	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	五〇〇円
モバイル分光測色計	一時間につき	

			三五〇円
	<del></del>	一時間につき	
			二五〇円
	サーマルタンク500	一時間につき	
			二〇〇円
	クリーンベンチ (VSF―1301)	一時間につき	
			二〇〇円
	酒造用タンク360	一時間につき	
			二〇〇円
	大容量冷却遠心分離機	一時間につき	
			五〇〇円
	真空凍結乾燥機	一時間につき	LOOM
八托 . 測学問	エネルギー分散型蛍光X線分析装置(EDXRF)	一時間につき	七〇〇円
連機器	エイルイ・万畝空虫ルA豚カ州表直(EDARF)		六〇〇円
Z 1/X III	├────────────────────────────────────		7.0013
			九〇〇円
	全反射X線光電子分光装置(XPS)	一時間につき	
		三、	四〇〇円
	炭素・硫黄同時分析装置	一時間につき	
		一,	八〇〇円
	熱分析システム(TG/DTA、DSC、TMA、DMA)	一時間につき	
			000円
	電子天秤	一時間につき	
			三〇〇円
	接触角計	一時間につき	TT \ \
	床水√水水堆⇒r	上 吐 胆 に へ た	五五〇円
	蛍光分光光度計 	一時間につき	五〇〇円
	    電界放出型電子プローブマイクロアナライザ(FE	 一時間につき	<u>т</u> ООП
		111111 > C	

EPMA)	四、八〇〇円
レーザー顕微鏡	一時間につき
	一、三〇〇円
ガスクロマトグラフ	一時間につき
	五〇〇円
超高速液体クロマトグラフ質量分析システム	一時間につき
	二、八〇〇円
フーリエ変換赤外分光分析装置 (FT—IR)	一時間につき
	一、〇〇〇円
多目的X線回折装置(XRD)	一時間につき
	三、一〇〇円
走査型電子顕微鏡	一時間につき
	四、〇〇〇円
イオン研磨装置	一時間につき
	一、三〇〇円
倒立型金属顕微鏡	一時間につき
	一、〇〇〇円
加熱加圧埋込機	一時間につき
	八〇〇円
ガスクロマトグラフ質量分析計(GC—MS)	一時間につき
	三、一〇〇円
スパーク放電発光分光分析装置	一時間につき
	二、〇〇〇円
ラマン分光光度計	一時間につき
	三、四〇〇円
レオメーター(MCR302)	一時間につき
	一、九〇〇円
DNAシークエンサ	一時間につき
	三、六〇〇円
遺伝情報解析ソフトウェア	一時間につき

	一五〇円
PCRサーマルサイクラ	一時間につき
	二〇〇円
冷却遠心分離機	一時間につき
	二五〇円
微量分光光度計	一時間につき
	二五〇円
電気泳動ゲル撮影装置	一時間につき
	二五〇円
アンプル用凍結乾燥装置	一時間につき
	二五〇円
アンプル熔閉器	一時間につき
	一五〇円
波長分散型蛍光X線分析装置(WDXRF)	一時間につき
	三、七〇〇円
ガラスビード作製装置	一時間につき
	一、三〇〇円
紫外可視近赤外分光光度計	一時間につき
	九〇〇円
高温対応微弱発光検出装置(HT—CLA)	一時間につき
	一、〇〇〇円
シャルピー衝撃試験機(シャルピー)	一時間につき
	九〇〇円

#### 備考

- 一 第二条第三項の規定により所長が別に定める施設等を休業日又は使用時間外に使用する場合の使用料の額は、この表の額の二割に相当する額を加算した額(百円未満の端数があるときは、百円に切り上げる。)とする。
- 二 使用時間に一時間に満たない端数があるときは、一時間に切り上げる。
- 三 実用化研究室については、二○平方メートル単位で計算し、二○平方メートルに満 たない端数があるときは、切り捨てる。

### 別表第二 (第六条関係)

(平一四規則三五・平一八規則二四・平一九規則七二・平二一規則二七・平二三規則九六・平二四規則七・平二五規則一二・平二六規則四〇・平二八規則七五・平二九規則八・平三一規則九・令元規則六五・令三規則一四・一部改正)

### 一 試験等手数料

種別			金	額		
材料試験		引張試験		六百ミリメートル未満		一、七00
	験		験	六百ミリメ	一件につき	二、三〇〇
			伸び測定試験	<u> トル以上</u>   	一件につき	一、八〇〇
		圧縮試験			円 一件につき 円	_, _00
		曲げ試験			ロ 一件につき 円	_, _00
	製品試 複雑構造体				九、八〇〇	
		単純構造体			一件につき 円	四、三〇〇
	物理性	変位形状測定			一件につき	九五〇円
	試験	熱特性	室温から六百	百度まで	ー測定につき ○円	大、八〇
			その他の温度	度	一測定につき ○○円	生 一二、三
		金属組織試験	1		一件につき 円	六、七〇〇
		寸法、距離測定			一件につき	五五〇円
		衝撃試験			一件につき	二、000
		X線CT検査				一〇、六〇

				O円
		X線透過検査		一件につき 五、六〇〇
				円
	コンク	強度試験		一件につき 一、八〇〇
	リート			円
	試験	抜取りコア試験		一件につき 四、九〇〇
				円
		中性化試験		一件につき 二、九〇〇
		U		円 (t)
		曲げ試験		一件につき 二、二〇〇
			-)	- 件につき 二、〇〇〇
			-/	円
	石材試	強度試験		一件につき 六、〇〇〇
	験			円
		比重吸水率試験		一件につき 一、九〇〇
				円
		硬度試験		一件につき 一、六〇〇
				円
材料分析	化学分	定性分析		一成分につき 三、六〇
	析			O円
		定量分析		一成分につき 八、〇〇
				O円 27/1/2 2 4 6 6
		定性分析		一測定につき 九、九〇
	析	定量分析		<ul><li>○円</li><li>一成分につき 一二、二</li></ul>
		足重力和		
	表面分	表面領域	定性分析	<ul><li>一測定につき 六、五○</li></ul>
	析			O円
			マッピング	一成分につき 三、二〇

				〇円
		微小領域	定性分析	一測定につき 八、五〇
				O円
			マッピング	一成分につき 三、四〇
				O円
		極表面領域分析		一測定につき 一五、五
				<b>ОО</b> Я
食品分析	化学分	定性分析	薄層クロマトグラフィー	一測定につき 三、六〇
	析			O用
			電気泳動	一測定につき 五、七〇
				O円
		定量分析	重量分析	一成分につき 二、三〇
				O円
			pH測定	一測定につき 一、三〇
				O円
			滴定	一成分につき 八、四〇
				O円
	機器分	定性分析	液体クロマトグラフィー	一測定につき 四、七〇
	析			O円
			ガスクロマトグラフィー	・一測定につき 四、二〇
				O円
			吸光度	一測定につき 二、四〇
				O PI
			測色	一測定につき 一、九〇
				O円
			極微弱発光測定	一測定につき 一〇、六
				OO円
		定量分析	液体クロマトグラフィー	一測定につき 九、一〇
				O円
			ガスクロマトグラフィー	・一測定につき 六、七〇

			1	
				O円
			吸光度	一測定につき 三、九〇
				O円
			水分活性	一測定につき 三、五〇
				O円
			ケルダール窒素	一測定につき 三、五〇
				O円
	物性測	粘度		一件につき 二、九〇〇
	定			円
		破断、引張、圧縮		一件につき 四、七〇〇
				円
精密測定	長さの	寸法測定		一測定につき 四、六〇
	 測定	, , , , , , ,		O円
		表面粗さ測定		一測定につき 四、六〇
	測定	ZIII III C IXI/C		O円
	12.17			一測定につき 六、二〇
				O円
		断面形状測定	真円度、真直度	一測定につき 四、七〇
		四回沙伙侧足	<b>共口及、共旦及</b>	例だにうさ 四、LO
			設計値比較 	一測定につき 二七、七
				OO円 No. 10 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
		三次元形状測定		一測定につき 六、九〇
				〇円
表面観察		実体観察		一件につき 四、七〇〇
				円
		光学顕微鏡観察		一件につき 四、七〇〇
			T	円
		走查型電子顕微鏡観察	倍率五万倍以下のもの	一件につき 七、三〇〇
				円
			   倍率五万倍を超えるもの	一件につき 八、五〇〇

			円
放射能•放射:	線測表面汚染測定		一件につき 三、三〇〇
定			円
試料調整	試料加工	切断、プレス	一件につき 四五〇円
		粗研磨	一件につき 四五〇円
		埋込み	一件につき 七五〇円
		粉砕	一件につき 二、八〇〇
			円
	前処理	養生	一件につき 二五〇円
		蒸着	一件につき 四〇〇円
		分解	一件につき 一一、一〇
			O円
		難分解(溶融、フッ酸	処一件につき 二三、〇〇
		理)	O円
		乾燥(常圧加熱)	一件につき 二、三〇〇
			円
		乾燥(減圧加熱)	一件につき 六、五〇〇
			円
		乾燥(真空凍結)	一件につき 六、六〇〇
			円
		ろ過	一件につき 一、八〇〇
			円
		ソックスレー抽出	一件につき 三、九〇〇
			円
		遠心分離抽出	一件につき 二、〇〇〇
			円
		エバポレータ濃縮	一件につき 二、〇〇〇
			円
		遠心濃縮	一件につき 二、一〇〇
			円

	酵素反応、加水分解反応	一件につき 三、一〇〇 円
負荷環境	低温	一件につき 一、七〇〇 円
	高温	一件につき 二、七〇〇 円

- 二 成績書の謄本の交付手数料 一通につき 四五〇円
- 三 研究員技術的支援手数料 一時間につき 三、九〇〇円
- 四 研修員受入手数料 一日につき 三、六〇〇円

#### 備考

- 一 研究員技術的支援を休業日又は使用時間外に依頼する場合の手数料の額は、この表の第三号に定める額の二割に相当する額を加算した額(百円未満の端数があるときは、百円に切り上げる。)とする。
- 二 研究員技術的支援の時間に一時間に満たない端数があるときは、一時間に切り上げる。

様式第1号(第3条,第	月7条関係)										
	ţ	施設等使用申請	<b>書</b>								
			年	月 日							
宮城県産業技術総	※合センター所長	殿									
住所又は所在地 氏名又は名称 印 TEL・FAX											
下記のとおり使用したいので許可されるよう申請します。 記											
使 用 目 的											
使用者の氏名											
使用施設・機器名	月 日	研 修	使用時間	h							
	/	有 無	: ~ :								
	/	有 無	: ~ :								
使用前に使用料の額を算定できないため、後納を承認されるよう申請します。 有 ※ 該当する場合は,「有」を○で囲んでください。											
備考											
いとの※描げむ	11 かいでくだっ	とし、 目 田 ス きて気	いけい付け関数がて日の	担合は 亩云							

以下の※欄は記入しないでください。県収入証紙はり付け欄等が不足の場合は、裏面を御利用ください。

※計算基礎	内	容	金	額
次可异至诞				
県収入証紙はり付け欄				

#### 様式第2号(第3条関係)

				施設等使	用許可	書					
								年	F	1	日
			殿								
			<i>1</i> /3X								
	斤長	印									
	月	日付	けで申	請のあっ	た施設	等の使	用につ	いて, 7	下記の	りとお	り許可
します。											
使 用 目	的										
使用者の氏	- 名										
使用施設・機器	器名	月	日	研	修	1	吏 用	時間	-		h
条件											
				内		容				金	額
計算基礎											

#### 様式第3号(第5条関係)

家工し	弗3方(弗5条)	<i>\(\)</i>					
		試験等	穿(成績書謄	(本交付)依頼書			
					年	月	日
E	宮城県産業技術総	総合センター所:	長 殿				
				住所又は所在地			
				氏名又は名称			印
				TEL			
				FAX			
-	下記のとおり 試	験 等 <sub>責書謄本交付</sub> を	依頼します	-			
			ic	1			
依							
	試験の種別						
頼							
事	m/s 1 (= 1 1 ) =						
項	謄本(副本)の 交 付		要	否	通		
備え	L						
2113							
*	以下の欄は記入	しないで下さい	١,٥				
手	数料計						
	算						

手 数	料	計算基	
		礎	
	円	, mc	
県収入証はり付け	紙欄		

県収入証紙 はり付け欄 (表)

			研究員打	支術的支援依	<b>x</b> 頼書							
						年	月	日				
宮城県産業	技術総	合センター	一所長 殿	į.								
			Ì	住所又は所7 氏名又は名 T E L ・ F	3 称			印				
下記のとおり産業技術総合センターの研究員技術的支援を受けたいので依頼します。 記												
技 術 課 景	題 名											
希望する技術	<b> </b>											
希望する	期間	年	月	日から	年	月	目	きで				
希望する	場所											
その他支必要なる		実施に伴 連絡先等	う他の依頼	頁,成果品の	)取扱い,確認	事項						
備	考											
※欄は記。		いでくださ	い。県収	入証紙はりん	寸け欄等が不足	足の場合	は,裏面	面を御利				
	区	分		内	容		金	額				
※計算基礎												

(裏)

	区	分	内	容	金	額
※計算基礎						
県収入証紙 はり付け欄						
備考						

# 様式第5号(第5条関係)

宮城県産	宦業技術	<b></b> 続合セン		修 所長	員殿		入	依	頼	書		£	F	月	日
									名 T	Zは所在 又は名 YEL YAX					印
	下記のとおり産業技術総合センターにおいて技術研修を受けたいので研修員としての 受入れを依頼します。 記														
쥯	<b>开</b>	修		員					企	:業	等	0	概	要	
氏 名							資	本	金						千円
年 齢						歳	従	業員	数						人
所 属							主	要製	品						
研修期間					年年			月月			から まで			日	盯
研修内容															
備考															
※以下の	欄は記	入しない	で下さ	い。											
手 数 米	計算														
Р	基礎														
県収入証約はり付け相															
	'														

#### 様式第6号(第7条関係)

	後	納	申	請	書	Æ	п	
宮城県産業技術総合セ	ンター所	長 殿				年	月	日
			住	所又は	所在地			
			氏	名又に				印
				T E F A	_			
、、使用料	<i>***</i> * * * * * * * * * * * * * * * * *							
下記のとおり 使用料 手数料	の後納をす	は認され	しるよう	甲請し	ます。			
			記					
後納を受けようとする								
申請又は依頼事項								
後納 申請額							円	
後 納 期 限				年	月	目	まで	
後納する理由								
備考								

#### 様式第7号(第8条関係)

	減	免	申	請	書	年	月	日				
宮城県産業技術総合も	アンター所	長 殿										
			住	所又は	所在地							
		氏名又は名称										
				ΤЕ	_							
				FΑ	X							
下記のとおり 使用料 手数料	の全部(一	部) を免	を除され	るよう	申請します。							
			記									
減免を受けようとする 申請又は依頼事項												
減 免 申 請 額							円					
減免を受けようとする 理 由												
備考												

附 則(平成一二年規則第一五八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一三年規則第八八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一四年規則第三五号)

(施行期日)

1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に許可がなされた使用に係る使用料及び依頼等がなされた試験 等に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正前の産業技術総合センター条例施行規則の規定による様式で取扱い上著しく支障 のないものについては、当分の間、改正後の産業技術総合センター条例施行規則の規定に よるものとみなす。

附 則(平成一五年規則第四九号)

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則(平成一六年規則第七九号)

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則(平成一七年規則第一○七号)

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成一八年規則第二四号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年規則第七二号)

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に許可がなされた使用に係る使用料及び依頼等がなされた試験 等に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正前の産業技術総合センター条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支 障のないものについては、当分の間、改正後の産業技術総合センター条例施行規則の規定 によるものとみなす。

附 則(平成二〇年規則第一九号)

この規則は、平成二十年四月一日から施行し、同日以後の使用に係る使用料から適用する。 附 則(平成二一年規則第二七号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に許可がなされた使用に係る使用料及び依頼がなされた試験等 に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成二二年規則第一号)

この規則は、平成二十二年二月一日から施行する。

附 則(平成二二年規則第一六号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に許可がなされた使用に係る使用料については、なお従前の例に よる。

附 則(平成二三年規則第二二号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に許可がなされた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成二三年規則第九六号)

この規則は、平成二十四年一月一日から施行する。

附 則(平成二四年規則第七号)

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二四年規則第五三号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に許可がなされた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成二五年規則第一二号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に許可がなされた使用に係る使用料については、なお従前の例に よる。

附 則(平成二六年規則第四○号)

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成二七年規則第七号)

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則(平成二八年規則第七五号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に許可がなされた使用に係る使用料については、なお従前の例に よる。

附 則(平成二九年規則第八号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に許可がなされた使用に係る使用料については、なお従前の例に よる。

附 則(平成三○年規則第八号)

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に許可がなされた使用に係る使用料については、なお従前の例に よる。

附 則(平成三一年規則第九号)

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則(令和元年規則第六五号)

(施行期日)

1 この規則は、令和元年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に許可がなされた使用に係る使用料並びに実施が決定した試験 及び支援の手数料については、なお従前の例による。

附 則(令和二年規則第四号)

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に許可がなされた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(令和三年規則第一四号)

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に許可がなされた使用に係る使用料及び実施が決定した試験等に係る手数料については、なお従前の例による。

様式第1号(第3条,第7条関係)

(平19規則72・全改)

様式第2号(第3条関係)

(平19規則72・全改)

様式第3号(第5条関係)

様式第4号(第5条関係)

(平19規則72・全改)

様式第5号(第5条関係)

様式第6号(第7条関係)

様式第7号(第8条関係)